

～馬小屋に集う難民移住移動者とともに～



日本カトリック難民移住移動者委員会 秘書 柳本 昭

みなさん、クリスマスおめでとうございます。教会や学校、幼稚園では聖劇が行われ、馬小屋が飾られているところも多いでしょう。最近、馬小屋はベトナム人の方々が飾られる教会が多いと聞きます。

その馬小屋ですが、聖家族に加えて天使、羊飼いと三博士という組み合わせが一般的です。意外に知られていませんが、羊飼いはルカの福音書、博士(占星術の学者)はマタイの福音書だけに登場します。聖劇や馬小屋は、二つの福音をミックスしたものです。

占星術の学者は、遠い東の国から幼子を訪ねて旅をしてきました。優雅な旅のイメージがありますが、実際は苦労の連続だったことでしょう。途中で盗賊に遭遇していたかもしれません。彼らは外国人であり、移動者でした。また、羊飼いは貧しい人々の代表であるとともに、羊とともに移動する遊牧民です。彼らも定住することのない、国内移動者でした。

聖家族も泊まる場所を探す旅人であり、イエスの誕生後は、ヘロデ王の迫害からエジプトに移住する難民の立場となりました。

このように、馬小屋は難民・移住者・移動者が集う光景を表しています。馬小屋を通して、現代の難民・移住者・移動者の姿を思い浮かべながら祈りたいと思います。

写真: 京都教区カトリック大和高田教会のクリスマスの飾りつけ(2023年)



2024年 クリスマス 号



今号の内容

- 2024年度全国研修会 in 仙台 開催報告 p.2～6
- 2024年度全国担当者・ネットワーク合同会議を開催しました p.7～8
- 2023年改定入管法の施行、そして2024年改定入管法・育成就労法の成立 p.9～10
- 在日ベトナム人司牧に関する課題、ベトナム人労働・生活 SNS 相談 p.11
- スペイン語話者司牧者の集い(APALA)からのお知らせとお願い p.12



2024年度全国研修会 in 仙台 開催報告

難民移住移動者委員会では、「難民・移住者・移動者」をとりまく社会の問題、課題について学び、関わりについて考える全国研修会を、三教会管区持ち回りで開催しています。コロナ禍を経て、5年ぶりの対面の全国研修会（今回は東京教会管区担当）が、仙台教区のカテドラル元寺小路教会を会場に、去る9月29日～30日に開催されました。初日の9月29日は、世界難民移住移動者の日。研修会の参加者も、元寺小路教会で開催されたインターナショナル・ミサ、フェスタに参加し、午後から研修会が始まりました。研修会では、仙台教区や元寺小路教会のビジョン、ミッション、実践を中心に、各地・教区の取り組みについて、豊かに分かち合われました。

講演1：東北地域における移住者との共生～震災時の教訓は生かされているのか 李善姫さん

研修会の最初に、東北大学ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進センター講師でカトリック信者の李善姫（い・そんひ）さんが「東北地域における移住者との共生-震災時の教訓は生かされているのか」というテーマでお話くださいました。李善姫さんは、2013年に仙台を会場として行われた全国研修会の折にも「東日本大震災における被災地外国人の現状と支援の課題」というテーマでお話しくださっており、今回はそれから10年あまりが経過して、主に結婚移住女性を取り巻く環境を中心に、それがどう変化したのか、また変化しなかったについてでした。

震災以前から東北地方に居住していた移住者の多くは結婚によってやってきた女性たちでした。この地域の結婚移住の方の特徴として、夫婦の年齢

差が大きく、日本語力があまりなく、社会的なつながりを持たないというものでした。震災を機に、移住者である妻がたくましく支援物資を確保してくるなどの強さを見せ、家庭、社会内でのその地位が若干向上したように見受けられました。また震災時に安否確認や支援物資その他の情報の伝達を担うつながりの必要が痛感され多くの移民コミュニティが組織されました。

これらのコミュニティは緊急時のみならず、地域において多文化共生や母語の教室活動を行うようになりました。こうしたコミュニティの中心として、それまで見えない存在であった移住女性たちが活躍したのです。それから10年以上経ち、継続して活動できているところもあれば、続けられなかったり、中には活躍していた人が地域を去らなければならなくなってしまうケースもありました。

継続できるかどうかのカギは本人や配偶者の経済状況、地域とのつながり、日本語力といった社会資源です。このような社会的資源をもって活躍する人、たとえば日本語が上手で地域ともつながって「日本人よりも日本人ぽい嫁」と言われるような人がいる一方で、そうしたイメージが外国人妻のモデル化されて、そうでない人、日本人ぽくなかったり、家族とトラブルを抱えるような人は地域から排除されるという負の側面にもつながってしまうということでした。

震災から10年あまり経て、変わったのは夫の態度だけで、地域社会は元にもどってしまったのではないかと李さんはその印象を語られました。日本社会が抱える二つの不平等、外国人の権利とジェンダーの役割（嫁）の固定化が被災地の移住女性を弱い立場に置き続けていると指摘されました。

この間に地域の状況は変化し、ベトナム、インドネシアなどの国から技能実習生がたくさん入ってきました。そんな中で実習生には支援があるのに、自分たちは取り残されていると、結婚移住の女性たちが感じることもあるそうです。移住者同士も多様であり、分断が生じる現実があります。李さんは、分断して管理するという今の日本のやり方ではなく、移住者を包括的にとらえて、権利を擁護し社会の一員として認める移民政策の必要性を指摘されました。

報告：カトリック東京国際センター（CTIC）所長／
J-CaRM 東京管区代表 高木健次



講演2：仙台教区の心も思いも一つに国籍を超えた共同体をめざして ガクタン・エドガル司教

私が仙台の司教に選ばれたとき、すぐ思いついた言葉があった。それが「心も思いも一つに」だった。私たちの願いは、聖霊の恵の下で、人間の望みと思いを実現するために働くこと。私たちは一人ではなく、助け合うことができる。一緒に踊りましょう。そして話ができる—それを目指そうと思った。



仙台教区は国籍を超えた真の共同体になり、全世界の人とともに生きることを目指している。ヨハネ・パウロ二世が出した言葉「インターカルチュラル・インテグレーション(文化間の統合)」をわたしは指針にしている。この言葉を実現するには、①移住者が受け入れられた国で本当に受け入れられ、その一員となること、②移住者の母国の文化的アイデンティティを忘れ去ってしまう同化ではなく、移住者の持つ素晴らしい面を受け入れ、お互いが良く知り合うようになること、③統合の道は長いこと—を理解していかなければならない。

文化間の統合を目指すために道標となるのが、教皇庁移住・移住者司牧評議会が2004年に出した『指針 移住者へのキリストの愛』(2005年に日本語版発行)である。

① 教区の中の状況を見る。東北にいるフィリピン人は働いてお金を母国に送金するが、それはフィリピン経済には欠かせないもの。しかし、移住者を生産の要素のように扱ってはならない。彼らは労働力ではなく人だ。

② 現状を判断する。教区は様々な人々がいるが、カトリックとして一つになること。それは、さまざまな言語や文化を廃止するのではなく、その独自性を認めていくこと。移住者も宣教者であること。教会は本来、移動する共同体であり、移住者はその歴史の主演となるよう召されていることを忘れてはならない。日本の教会の中にたくさんのベトナム人が来ているが、言語や文化の観点から、移住者に近

い司祭に任せる。仙台教区は、援助、真の受け入れ、統合を目指している。その中で、国レベルで、働く人だけでなく、その家族全体を支える総合的な移民政策が必要だと感じている。

③ 移住者司牧を実行する。仙台教区は、1人のベトナム人司祭が定期的に4県を回って司牧している。札幌、仙台、新潟の3教区で話し合い、結婚式の準備を4人のベトナム人神父がオンラインで行っている。フィリピン人カテキスタは、司牧従事者として福島のカトリック共同体を中心に働いている。彼女は震災後から東北に来てくれて、精神的な負担を抱えたフィリピン人のためにスピリチュアルケアをしている。

報告：さいたま教区担当者／J-CaRM 定例委員
藤田 恵

J-CaRM から情報提供：2023年改定入管法の施行そして新たな2024年入管法改定

2023年6月に成立した改定入管法は、外国人の入管収容施設での「長期収容」の問題を、難民申請者や非正規滞在の外国人を、難民保護や在留特別許可(在特)により社会に受け入れる方向ではなく、社会から排除し、強制送還する方向で解決をめざした法改悪だった。2021年には市民や教会などからも反対の大きな声があがり、いったんは廃案になったが、2023年に再度、国会提出され、反対の声にもかかわらず成立した。

施行から3カ月が経過するが、運用の詳細はまだ明確でない部分も多い。命が脅かされる危険性のある3回目以降の難民申請者などを強制送還できるようにした、送還停止効の例外規定の適用ケースはまだ報告がない。また、退去強制令書(退



令)発布後の仮放免者は、現状ではそのまま仮放免が延長できているが、新たに入管収容施設から出る場合には監理措置の申請が必要となる。当事者を監視する役割が課せられた監理人を誰が担うのか、などが課題となっている。昨年 8 月の法務大臣による在留特別許可に関する特例措置により、対令発布後の子どもと家族について、条件を満たす場合には在特が出る措置がとられているが、親には在特が出ないケースなど課題も多い。

2024 年に成立した改定入管法と改定技能実習法(育成就労法)は、外国人労働者受け入れに関する法改定だった。国連などからも批判や改善勧告が繰り返された技能実習制度の廃止と新たな育成就労制度の創設が決まったが、搾取を生む制度そのものの抜本的な見直しはなく、労働者としての転職の自由も制限され、家族の帯同も認められていないなど、人権が守られた受け入れ制度とはほど遠い。さらに、労働者の受け入れが増加するとともに新たに導入された、永住資格の取り消し制度は、軽微な義務違反ですでに日本に定着して生活する永住者の在留資格を取り消せるようにするもの。差別的な法制度であり、人権侵害が懸念される。3 年度の施行に向けて、運用を厳しくモニタリングしていく必要がある。

報告:J-CaRM 専門委員 山岸素子

仙台教区の4共同体から

(1) 仙台教区ベトナムコミュニティ

トゥリ神父、Sr. マイ

エスコラピオス修道会ドミニコ ゲン・カオ・トリ神父様と、善き牧者修道会 シスター マリア ゲン・ティ・バック・マイによる発表がありました。仙台教区ベトナムコミュニティは青森 100 人、岩手 70 人、宮城 200 人、と福島 150 人の4県の共同体から構成され、それぞれの共同体には代表と役割分担のリーダーチームが中心となって、定期的ミサや活動の円滑を担っています。

留学生、技能実習生、や技術・人文・国際(技人国)の在留資格の信者が多く、少数ながら家族連れもいます。低賃金で長時間と過重労働の厳しい環境の中で、自由に信仰を守ることも難しいと感じる若者の声も多く聞かれます。日曜日や国民祝日でも休みをもらえず、ミサに行くために、止むを得ず有休や欠勤届を提出しなければなりません。

そのため、ミサ以外の霊的な生活として、SNS を通じ毎日の晩の祈りをも設けています。大きな行事



として、青年大会(夏キャンプ)とお正月の集いがあり、司教様はじめ、事務局長、信徒と多くの方々の応援と支援、特に場所を提供してくれる善き牧者修道院の寛大な援助によって実現することができました。他に、待降節と四旬節の黙想会とゆるしの秘跡を各共同体に必ず行います。

青年が中心となっているベトナムコミュニティなので、結婚の秘跡の需要性も高く、2023 年より、新潟、札幌、と仙台の三教区で共通のオンライン入門と結婚講座を開設しました。年に 2 回、3カ月の春コースと秋コースを開講しています。毎回の参加人数は 40~70 人程度。実際に、洗礼、そして結婚の秘跡の増加が見られます。

また仕事に関わる、会社・組合とのトラブル、死亡事故、人権や労働条件の問題、医療に関わる健康、妊娠、出産の問題、や法律トラブルなど、社会的な司牧と支援の重要性も実際にあります。専門的な問題解決には限界があることを学びながら、神のみ国の平和の実現のために、建設的な協力者を主に願い求め、勇気と謙遜な心を持って、神の民、私たちの兄弟姉妹を迎え入れることができますように。

報告:新潟教区難民移住移動者委員会
ゲン・タン・ヒ SVD

仙台教区の4共同体から

(2) I sing for Joy(喜びを持って歌う)

ジュリ・フェクトさん

I Sing for Joy(ISJ)は、国際ミサの中で、様々な言語による聖歌を披露し、ミサのお手伝いをしました。その活動について話します。

私ジュリは、カナダのケベック外国宣教会の信徒宣教者です。いくつかの外国で活動した後、6 年前に日本に来ました。そしてその年 2018 年 4 月に私たちのグループが生まれました。メンバーは、日本の学校で英語を教える人、大学生、信者さんです。国籍も日本、韓国、インドネシア、フィリピン、カナダ

など多様で、21歳から92歳までの老若男女が集っています。活動はコーラスを練習し、市内の教会や老人ホーム。ホームレスの人たちとのコンサートも企画しています。上手な歌を歌うというより、喜びを持って歌い、一人ひとりが輝き、その喜びを周りの人に伝えるのが使命です。

毎月2回の練習は、日曜日の午後にカテドラルに集まっています。練習は1時間半ほど。しかしすぐに帰る人はなく、みんなでおしゃべりしたりお菓子を食べたりして楽しく過ごしています。コンサートも、年に3~4回。クリスマス、聖霊降臨、インターナショナル・ミサ、バザーなどの時期に行っています。



課題としては、音楽担当、コミュニケーション担当、楽譜の準備や曲紹介の担当を分担し、みんなで長くやれるようになりたいです。ISJの集まりは、私たちの喜びであり、もっと多くの国籍の違う人が参加することで、別なアイデアをいただき、リーダーの才能を持つ人が集まると、もっとよくなると思います。

報告：さいたま教区担当者／J-CaRM 定例委員
藤田 恵

仙台教区の4共同体から

(3) 震災後の新たなニーズとしてのコミュニティづくり クラリータ・サンチェスさん

東日本大震災直後から被災した外国人に対する支援を行って来た「仙台教区移住者支援センター」は、2015年に「移住者司牧センター」へとパラダイムシフトされました。そのはじまりの時から「仙台教区移住者司牧センターは、日本人と外国人が神の国を育むために手を携えて旅する一つのキリスト教共同体をつくるために努める」というミッションを明確にし、戦略的に各地で『小さなキリスト者の共同体』の組織化を始めました。

その共同体は、①共同体の結成(小教区内セルグループ組織化の援助／教会組織・市民団体とのネットワーク強化／ボランティアグループ)、②礼拝

(多言語での典礼資料の作成／典礼に関するリーダーの養成／外国語での黙想・静修の提供／秘跡の準備講座)、③教育・養成(養成セミナー／聖書勉強会の資料準備／リーダーの養成／心理的霊的ワークショップの実施／入管法など社会的・地域的問題についての意識向上)、④社会的宣教活動(霊的カウンセリング／法的支援／家庭訪問／病者訪問／正義と平和活動の支援)などのプログラムを実施し、サービスを提供するものです。



プレゼンターのクラリータさんは、2014年から仙台教区で働くレイミッシヨナリー(信徒宣教者)ですが、自身が実際に行ったいくつもの事例を挙げ、その手法や困難、分析と評価、今後の課題を紹介してくれました。参加者からは「自分の教区でも行ってみたい」「小教区活動に示唆を受けることができた」との声が寄せられていました。

報告：カトリック東京国際センター(CTIC)／
J-CaRM 定例委員 大迫こずえ

仙台教区の4共同体から

(4) 元寺小路教会の多国籍の典礼部会

渡辺恵子さん

典礼部長の渡辺恵子さんから「元寺小路教会の多国籍の典礼部会」についてお話をうかがいました。月に一度の典礼部会には、典礼音楽、祭器室、聖歌奉仕などの奉仕職担当者の他に、マンスリーインターナショナル・ミサ、英語、スペイン語、ベトナム語、韓国語、タガログ語のミサグループの代表者が参加します。そのため部会の中



では、典礼的なことだけを話し合うのではなく、コロナ対策の緩和や、エレベーター工事、防災訓練の予定など、すべての「小教区運営会議」の報告と説明が行われます。

情報は、参加している各言語代表者によって SNS で拡散されるため、言語の壁を越えて小教区メンバーに行きわたります。「侍者のつどい開催」が周知された結果、ソロモン諸島、ベトナム、ペルー、韓国、カナダの子どもたちを参加に導き、日本語ミサの侍者を担当するようになった事例が紹介されました。

「ミサのなかでカンパネラ(鐘)を鳴らすかどうか」の協議では、各国の実施状況を紹介し合い、意見交換し、「カンパネラを鳴らすこと」を決定したプロセスが紹介されました。

元寺小路教会典礼部会の活動を知り、元寺小路教会の皆さんとの交流を通して、共同体のメンバーが相互に受け入れ合い、協力し合う交わりこそが、「教会の活動が目指す頂点であり、同時に教会のあらゆる力が流れ出る源泉である典礼」(典礼憲章 10)の準備であることを示しているように感じました。

報告：カトリック東京国際センター(CTIC)／
J-CaRM 定例委員 大迫こずえ

パネルディスカッション

仙台教区のガクタン・エドガル司教、J-CaRM 委員長の山野内倫昭司教、同担当司教の森山信三司教、定例委員で札幌教区難民移住移動者委員会の西千津さん、カトリック東京国際センター(CTIC)の大迫こずえさんが登壇し、短い討論が行われました。

ガクタン司教からは、1 日目の講演の補足として仙台教区での取り組みは Think Globally Act Locally という視点で行われていること、また、教会では、みなが兄弟姉妹であり「外国人」という言葉は使わないという方針は、司教協議会でも確認されているとの説明がありました。森山司教は、28 カ国出身者が一つに集うインターナショナル・ミサに感銘を受けたことや、2 日間で学んだ、「みな

一つの共同体、兄弟姉妹」という視点を、自身の教区に持ち帰りたいとの発言がありました。山野内司教からは、すべての人が一つになる共同体で音楽が一つの宝になるのではないか、という指摘がありました。西さんや大迫さんは、それぞれの出身教区と仙台教区の違いにふれ、仙台教区が国籍を超えた共同体をめざして長いプロセスを歩んでいることへの敬意、外国籍コミュニティの情報を日本語に訳して伝えている視点の大切さ、またサイレントマジョリティに働きかけることの大切さなどの指摘がありました。

報告：J-CaRM 専門委員 山岸素子

わかちあいの発表

パネルディスカッションの後、参加者が 5 つのグループに分かれて、研修会のテーマ「心も思いも一つに～国籍を超えた共同体をめざして～」をもとに分かち合いを行いました。以下は、グループの発表からの抜粋です。

- 言語別のミサでコミュニティの棲み分けができてしまっている小教区もある。他方で、小教区の企画などで協働することにより、言語を超えた共同体ができてきているところもある。
- ミサの言語は日本語だが、コミュニティのマジョリティはベトナム人になっている小教区もある。
- それぞれの小教区が移住者を受け入れ、味のある工夫をしているのが現状ではないか。
- 言語、文化、世代間などの壁があるが、それぞれの想像力を働かせて、壁を乗り越えていくことが大切ではないか。上から押し付けるやり方ではなく、それぞれの国の人から意見を聞いていくプロセス、対話が大切ではないか。
- 典礼をつうじて一つの共同体をつくっていくというプロセスこそが大切ではないか。
- 言葉の違いを超えて共にいる、共に祈れることが大切なのではないか。
- 多国籍の人たちを受け入れる側の変容や解放が大切ではないか。
- 多国籍の青少年への司牧も課題。

報告：J-CaRM 専門委員 山岸素子

仙台で開催された全国研修会は、ガクタン司教主司式、山野内司教、森山司教共同司式による派遣ミサで終了しました。



2024年度 全国担当者・ネットワーク合同会議を開催しました

去る10月16日(水)～17日(木)に、日本カトリック会館を会場に、ハイブリッド形式で、今年度全国担当者・ネットワーク合同会議が開かれました。教区担当者、実務者、委員が集まり、課題や取り組みを分かち合い、意見交換、話し合いを深めました。

委員長の山野内司教の「何よりも顔を合わせて、一緒に、一致することが一番大きな喜び」「力を合わせ、日本の教会が社会で、主が望まれることを一緒に実現できるよう祈り務める」という挨拶から始まり、定例委員の Sr.石川治子が難民移住移動者との活動で心に留めていることの分かち合いを聴き、教会の組織、ネットワークを再確認して会議が始まりました。

霊的講話

私たちは神の似姿として作られた。憐みの神。失われたものを見つける神。そうなりたいと思いつつ日々過ごしている。日々の生活でできているか別だが、理想をいつも持っていることの大切さを感じている。

旧約の時代に神が定められたことは、人々を圧迫してはならない、苦しめてはならないということ。本当のいけにえとは、軛をほどいて虐げられた人を解放すること、軛をことごとく折ることだ、それが私が選ぶ断食だ、ということばが出てくる。本当に弱いものを痛めつけ、神を恐れることがなかったアマレクに対する「アマレクを滅ぼせ」の[神の怒り。みなさんは常に、外国人、移住者、移動者に関わっていて、これを生きていることだと思う。旧約の神の姿を、心の芯として持っていることの大切さをいつも感じている。

今日集まっている私たちは教会の中で働いている。今、開かれているシノドスでは、いろいろな議案、女性の役割、環境問題など言われている。議案の議決が出る期待よりも、今後どうやって、私たちが教会の一員として神の国を建設していくか。日本の教会として誰も排除しない包括的な教会になることをめざすこと、何よりも、ともに歩むことの重要性、そのことに私たちがもっと気づく。相手の話をよく聴く。よく聴いて本当に受け止める。受け入れて、教会の中に居場所があるような、そんな教会になっていく。

今回のシノドスの画期的なやり方は、壇上から誰かが話をするのではなく、平面の会場で、丸テーブルで話し合う、本当にシンボリックなスタイルだった。ともにいろいろな課題を話し合う。聴き合う。それぞれに聖霊が光をくださる。その光を分かち合う。教会の姿勢として一つの改革で非常に新しい。これからもそうあってほしいと思う。

かかわりの中で何を大切にするか。重い皮膚病になったシリアの高官のナアマンに、預言者エリシャは、治すためにはヨルダン川に7度身を浸しなさいと言った。ナアマンは、シリアにはもっときれいな川があると憤慨した。ヨルダン川はヘルモン山から海拔マイナスの死海まで下る川。ヤルダーンというヘブライ語の意味が「降る(くだる)」、ヨルダン川の名称はその意味から来ていて、ヨルダン川で洗礼を受けることに意味がある。洗礼を受けた者は、降る(くだる)、遡る(へりくだる)。その姿勢でいろんな人に関わる。弱い立場の人と関わる時も、上から目線で関わらない。

聖体拝領について。キリストのからだ。キリストのおんからだ。キリストのからだ、と言うべきと、強くおっしゃったのは岡田大司教だった。キリストのからだをいただくときに、キリストと私の一致だけではない神秘性は、御(おん)をつけたら無くなるという言い方で、大変心配なさっていた。「キリストのからだ」と言って聖体を受ける私たちは「アーメン」と言う。イエスと私との一致ばかりに焦点が行ってしまうが、隣の人も、その隣の人も、私がちょっとけんかしている人も、同じイエスを受けている。イエスを中心にして、キリストの神秘体ができることを、いろんな人と関わる時にいつも考えていることが大切だと思っている。

大切なのは、本当に対等の立場で人と関わること。すごく弱い立場にいる人でも、あるいは入管の職員だってそうだと思う。ただ決められていることをやっているだけの入管職員、ああいう方たちと関わる時も、本当に対等の立場で、私自身が謙虚になっていくという、そういうことが大切。本当に平等に、今のシノドスの動きを体現していくことが大切ではないかとも思って、思っているだけで実際にできているかどうかかわからないけれども、自分の中で大切にしながら、これからもこういう仕事に関わりたいたいと思っている。

委員会の活動報告

人身取引問題に取り組む部会(タリタクム日本)、船員司牧部会(ステラマリス日本)、言語別司牧代表者から最近の報告があった。タリタクム日本は、運営委員の Sr.狩野敦子、ユースアンバサダーの細井梨世さんから、日本の子どもと若者に対する性的搾取と人身取引への新しい視点について、また現在では関東に多いユースアンバサダーについて、出前授業では各地のカトリック校に出向くこともあるので、各地のメンバーを増やしていく希望が分かち合われた。

言語別司牧では、スペイン語司牧、ベトナム人司牧の取り組みや課題が共有された(p.11、12参照)。

アドボカシー啓発プロジェクトでは、日本の法制度は外国籍の人たちの権利や尊厳が保障されず不平等な中で、尊厳と権利が保障されるよう働きかけている。昨年の入管法改定と今年の改定で、どう変わってきたか、情報共有があった(p.9、10参照)。

意見交換では、インドシナ定住難民受け入れ時にも、日本政府は「難民」と言いながら不法滞在者として扱い、在留特別許可という恩赦が法務大臣から与えられたという指摘、入管に外国人一人で行くのと日本人と一緒にとは対応が全く違う問題など、当事者である参加者から語られた。また技能実習生など、家族帯同できない在留資格の場合、妻はベトナムに帰国し、本来は一緒にいるべき夫婦、家族が離れ離れとなる問題などが話し合われた。

教会管区別の分ち合い後の報告、意見交換

東京管区では、各教区の現状を報告し合った後、外国人医療の問題について話し合った。医療機関で無料低額診療の実施が難しくなっている中で、さまざまなグループが協力し合い支援対応している。

また、仙台教区の報告から、インテグレーション、インクルージョンについて意見交換がなされた。ベトナムから難民として来日した世代と、技能実習などで来ている人たちのギャップも、あらめて指摘された。

大阪管区では、現場からの情報交換を行った後、来年度の全国研修会についてアイデアを出し合い、改定入管法施行後の現状と今後の対応を共有した。

そのほか話題に上ったのは、ベトナム人の司牧について、聖体を受けない人がいること(本号 p.11 参照)と司牧の配慮についてなど。

長崎管区では、6月に開催された管区会議の話し合いの確認と、その後の情報共有が行われた。福岡教区にある美野島司牧センターの働きの共有と、今後の連携に向けて管区でどのように情報共有していくかについても話し合われた。

福岡で、ユースアンバサダーを招いて初めて青年たちとの時間が持たれた。今、日本で起こっていることと難民移住者が抱えている問題をつなげ、日本人の青年とも協働できるように、今後もつながって動いていきたいという希望で、一日目が締めくくられた。

各教区の報告から質疑応答・意見交換

今年の全国研修会は、日曜を含む日程だったことから、来年の企画に向けて、教会としてどこに焦点を

当てて開催するか意見交換があった。また、聖年の日曜日の祝祭に合わせた各教区の行事企画や予定、ベトナム人全国大会の情報・意見交換があった。

仙台教区の指針と計画は、震災後の支援センターから司牧センターに変える時に、現場に携わっている人たちが徹底的に話し合い、現場から立ち上げた。そのプロセスが大切。教区も、委員会もビジョンを持って活動を計画し、変化を見て分析するための基準、評価の基準を合意する。このテーマをやるか、やらないか、神学的なビジョンで取り組む。誰を対象にするか、何をテーマにするか、カトリックとしての長期的な分析と判断を行うことなど、様々な意見が出された。

また、今後日本は司祭が減少し外国からのミSSIONナリーが多くなることを想定し、日本の教会としての初めの養成について、ブラジルで長期でMISSIONに関わるMISSIONナリーにブラジル教会が提供している研修を例に挙げて、意見があった。

司教協議会新体制、中央協議会改編と委員会活動

来年6月より司教協議会が新しい体制となり、諸委員会諸部門、カトリック中央協議会の組織改編も予定されている。中央協議会次長の原田神父より背景と経緯、今後のスケジュールを聴き、委員会の優先事項、果たすべき使命について話し合われた。

各教区で社会活動、社会司牧が実践される中で、日本の教会として活動していくために、全国会議が運営される、日本教会のネットワーク。『国籍を越えた神の国をめざして』を各所で、確信を持って小さいことから実践する、草の根の委員会。社会課題を横断的に見て、教義的に、聖書的に、常に活動を見ながら声明等起草するアドボカシーを行う。外国人を進んで受け入れている修道会から意見を聴くのは、日本の教会で外国人を活かしあっていくのに参考になるのでは等、さまざまな意見が出された。

ベトナム人の若者は多いが、高齢化する外国人コミュニティもある。若者の教会離れが言われて久しいが、ユースアンバサダーの参加者からは、自分でMISSIONを見つけてアクティブに動き、使命感を持って参加して、キリスト者として成長していることを感じる。心の底からMISSIONを感じる如果能够したら、教会に惹きつけられるとの意見もあった。

進行を務めた秘書の柳本神父による全体討議のまとめ、担当司教の森山司教より2日間のまとめ、派遣ミサ(説教は委員長の山野内司教)をもって会議は終了した。

2023年改定入管法の施行、そして2024年改定入管法・育成就労法の成立

2023年6月に成立した改定入管法が、今年6月10日に全面施行されました。在留資格のない移住者、難民申請者などの脆弱な立場の外国人を日本社会に受け入れる方向でなく、排除、強制送還の方向を強めた非人道的な改悪法であり、これに対し市民社会や野党からも大きな反対の声があがっていました。この法改定により、難民鎖国と言われる日本の難民受け入れや認定制度をほとんど改善しないまま、3回目以上の難民申請者らの強制送還を可能とし、帰国できない事情を抱える外国人が退去命令に従わない場合、新たに刑事罰が課されます。国際社会から再三の改善勧告を受けてきた収容制度の抜本的な見直しは行われないうまま、収容に変わる制度として監理措置制度が新設されましたが、新たな制度により、支援者(監理人)による監理者への監視が強まることへの懸念が指摘されています。

難民の送還停止効例外規定	<ul style="list-style-type: none">・2024年6月10日に改定入管法が、全面施行 施行後4ヶ月経過するが、運用の詳細は、まだわからない部分も多い。 <p><送還停止効の例外規定></p> <p>これまでは難民申請中は、送還停止効により送還が停止されていたが、法改定後、難民認定申請者でも、以下の場合は送還することが可能に。</p> <ul style="list-style-type: none">・3回目以上の申請者(ただし、相当の資料を提出した場合はのぞく)・無期または3年以上の実刑前科者、テロリスト等
収容に代わる「監理措置」	<p><監理人の義務></p> <ul style="list-style-type: none">・就労事実(その疑い)について届出義務・生活状況の報告義務が課せられる場合も・違反したら 過料 <p><本人の義務(退令後)></p> <ul style="list-style-type: none">・就労不可 働いたら罰則・監理措置条件の遵守状況の届出義務 違反したら罰則 <p>* 仮放免→監理措置移行はどうか</p> <p>現在、退令後仮放免の人は、改定法施行後も、仮放免で継続可能になっている。</p>

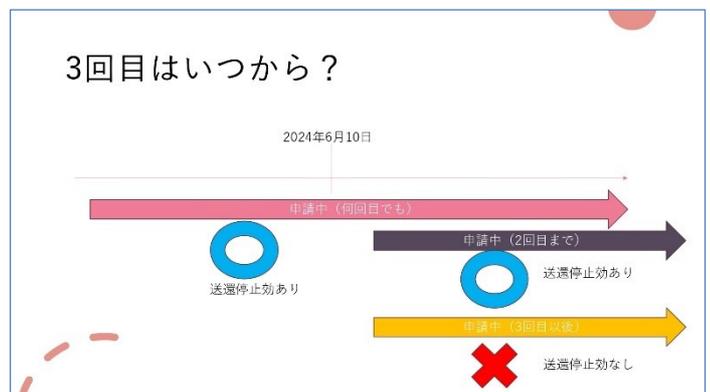
J-CaRM では、法施行前から、入管収容所訪問や仮放免者への生活支援を行うカトリック教会につながるのある団体間での情報共有のネットワーク会議を持ち、収容所内の状況や、従来からの仮放免および新たな監理措置の実施の状況について情報共

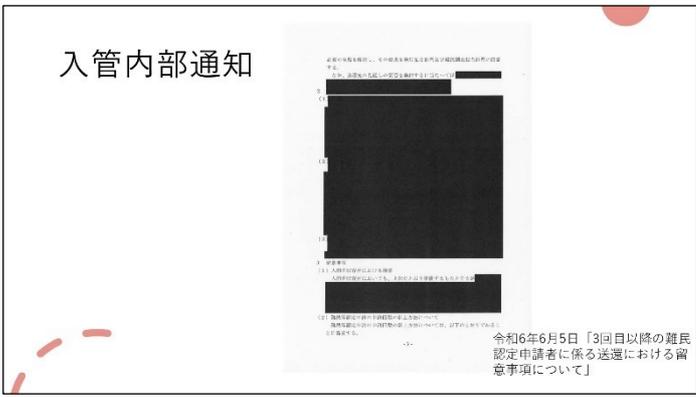
有しつつ、非正規滞在の外国人の具体的支援における相互の連携を強めています。

J-CaRM オンラインセミナー

10月31日にはJ-CaRM オンラインセミナー「2023 改定入管法施行後、どうなっているか～私たちにできること」を開催し、およそ200名が参加しました。法施行後4カ月経過後の運用実態について、とくに関心の高い「監理措置」「難民の送還停止効の例外措置」「在留特別許可」の3つの点について児玉晃一弁護士より解説と情報共有をいただきました。また当事者であるアフシンさんの証言をお聞きして、カトリック教会や参加者がそれぞれの立場でできることについて考えました。

監理措置については、すでに退令仮放免許可が出ている外国人には仮放免の延長ができて一方、新規で収容を解かれる場合には仮放免許可は監理措置の手続きとなり、監理人がしばしば見つからない中で、「監理人詐欺」が散見されるとの報告がありました。監理人は報酬を受け取ることも可能とされ、貧困ビジネスによる搾取の懸念も拭えません。難民の送還については、3回目以上の難民申請者が送還されたという実例の報告はまだないものの、質疑応答の中では、3回目の難民申請が不認定となった方の送還停止を求める訴訟についての情報共有もありました。





今後、送還への圧力が高まる中、対抗手段としての訴訟の必要性が増え、担当する弁護団への支援の必要があるとの意見もありました。在留特別許可については、申請制度になるなどの手続きの変更もあり、また難民申請者の在留特別許可についてのしきりが大きく変わりました。十分な手続き保障がされているか、また在留特別許可の対象がこれまでの基準以上に狭められるのではないかと懸念があり、引き続き、注視が必要です。

子どもと家族への在留特別許可の行方

昨年 8 月、当時の齋藤法務大臣は、すでに退令を受けた子どもと家族に対して、一定の要件を満たす場合、家族一体として在留資格を認める方針を発表しました。今年 9 月 27 日に入管庁が公表した審査結果からは、審査対象となった子ども 201 人のうち、在留特別許可された者は 171 人(111 世帯)、在留特別許可されなかった者は 21 人(19 世帯)、自らの意思で帰国した者は 9 人(8 世帯)だったことが明らかになっています。

「子どもを家族と引き離さないでください、一人でも多くの人に在留特別許可を認めてください」という訴えは、日本カトリック司教団が、これまで法務大臣に要請してきた内容でもあります。一部の子どもと家族の在留特別許可は実現しましたが、親に不法入国などがあった場合には子どものみが在留許可されたり、日本生まれでなく幼少期に日本に入国した子どもと家族などが対象外になり、審査されていないなど、多くの課題が未だに残されています。引き続き、非正規滞在の外国人とその家族を個別に支援していくことの必要性を確認しています。

2024 年入管法改定案・技能実習法改定案が成立

今年 6 月 18 日には、2024 年入管法改定案と技能実習法改定(育成就労法)案が、私たちの反対の声にもかかわらず成立しました。この法改定により、長年、人身取引や奴隷労働の温床と批判されてきた技能実習制度は廃止され、新たに育成制度が導入されることになりました。しかしながら、育成制度は目的こそは変えたものの、制度の構造は技能実習制度からそのまま引き継がれ、転籍の自由の制限や、家族の帯同も禁止されるなど、人としての人権や尊厳が尊重された受け入れ制度からはほど遠い制度となっています。また、育成制度により定住・永住する外国人の増加の懸念があるとして、新たに導入された永住資格取り消し制度は、すでに長年日本に滞在する永住者の在留資格を、入管法上の義務違反や税金や社会保険料の滞納などで取り消すという大変影響力が大きいものです。外国籍者の生活の安定、安心を奪う制度として私たちも反対の声をあげてきましたが、残念ながら成立しました。

**育成就労制度
導入とセット
で出てきた
「永住取り消し
制度」**

現行法上の在留資格取消事由に加えて、「永住者」に対して以下の場合を在留資格取消事由とする

- (1) **入管法上の義務を遵守しないこと**
※ 永住者が対象となる入管法上の義務：在留カードの常時携帯義務(法23条2項)、在留カードの有効期間の更新義務(法19条の1)等
- (2) **故意に公租公課の支払をしないこと**
※ 一般的な法律用語としての「故意」は事実の認識を言うので「支払い義務の存在は認識しているがお金がなくて支払えない」場合も故意になりうる
- (3) **一定の罪により拘禁刑に処せられたこと**
※ 執行猶予の場合を含む ※ 対象となる罪は住居侵入、暴行、傷害、窃盗等

その後、国連の人種差別撤廃委員会(CERD)が、人種差別撤廃条約に照らしてこの制度導入への懸念を示す書簡を日本政府に送りましたが、日本政府は、この制度導入は差別には当たらないという回答を CERD に送るなど、真摯に受け止める姿勢は見られません。2024 年改定法は、施行は 3 年後です。運用面で人権侵害に歯止めをかけられるよう、秋の臨時国会から、継続して働きかけていきます。

また、永住者が在留資格取り消し対象とならないよう、制度に関する多言語での情報提供などに、引き続き取り組んでいきたいと思います。

山岸素子(J-CaRM 専門委員)

聖体拝領に関する課題

今年の6月、札幌教区司祭研修会にお話させていただくチャンスがあり、そして、10月16日から17日かけて、J-CaRM 担当者ネットワーク会議に参加させていただきました。この二つの集まりの中に出てきた在日ベトナム人カトリック司牧に関する課題について、この記事で報告させて頂きたいと思っています。それは聖体拝領の課題です。

多くの日本人の司祭と信徒がベトナム人若者たちはミサに参加していても、聖体拝領しないことを見て、驚きました。理由を聞いてみたら、ゆるしの秘跡を受けていないので、聖体拝領は出来ないという答えがあったそうです。日本人の司祭は大丈夫だと言っても、聖体拝領しないし、あるいは、司祭に言われて、聖体拝領していたら、とても不安になってしまったケースもあります。札幌教区司祭研修会に出ている司祭の方々と J-CaRM の担当者ネットワーク会議に出ているメンバーに、この課題について何かしてくださいと言われましたが、正直に言えば、なかなか難しいことです。

ここで明確にしておきたいことはベトナムカトリック教会には、毎回のミサにゆるしの秘跡を受ける義務はないのです。つまり、聖体を受けるために、毎回ゆるしの秘跡を受ける必要はないのです。ここでの課題は自分が大罪を犯していたら、ゆるしの秘跡を受けられないと、聖体拝領できないという考え方です。

まず、この課題の背景をみてみましょう。ベトナムカトリック教会では、全ての信徒は6歳から18歳まで毎週日曜日に教会学校に通う習慣があります。教会学校でカテキズムを習います。カテキズムの中で最も強調することは聖体に関することです。聖変化によって、ホスチアはもはや普通のパンではなくなり、イエスの御体になったので、崇敬しなければならないです。つまり、ベトナム人カトリック信徒にとっては聖体は普通の食事ではなく、聖なる食事です。従って、受けるために、ふさわしい状態で受けなければならないという意識はとても強いです。つまり、大罪を犯していたら、絶対に受けてはならないです。ただし、大罪とは何かということを考えなければならないです。

先述の通り、日曜学校では罪について、細かく教えます。大罪は神の十戒の内容を犯した罪なのです。具体的に言えば、主日は主のための日で、主日のミサに参加しないと、自動的に大罪になると考え、

ゆるしの秘跡を受けないと聖体拝領しない人々は多いようです。これについて、一所懸命に説明しておいても、まだまだ理解していないようです。自分のせいではないなら(仕事や健康の状態など)、大罪ではなくて、聖体拝領しても良いよと言っても、直ぐに受け入れることは難しいです。今のところ、やはり各自の良心に任せるしかないです。聖体拝領するか、しないかは本人と神さまとの関わり次第です。

ところで、最近のカトリック教会の中にはゆるしの秘跡を軽視する傾向も見られます。ゆるしの秘跡の意味や意義などを見失ってきた人々が少なくないように思われます。何十年もゆるしの秘跡を受けていないのに、ミサにでるたびに、聖体拝領する習慣もよくはないのではないのでしょうか。この傾向も危険だと言えるでしょう。もちろん、告解を強調しすぎて、イエスの御体を受ける恵みを忘れてしまう傾向もありよくないと思います。

日本カトリック教会の特徴は、いろんな国々から人々が集まっていることです。同じカトリック信徒であっても、文化や考え方が違うので、信仰実践にも相違が出てきているのに違いありません。相違をすぐ解決しようとするより、互いにもっと分かち合っ、理解し合うことの方が大事だと思います。特に聖体を受けることが正しい生活に対するご褒美でもないこと、安っぽいものでもないことを理解できるよう恵みを祈りましょう。

J-CaRM ベトナム人司牧チーム
ヨセフ・グエン・タン・ニャー

ベトナム人労働・生活相談ホットライン継続中

2020年新型コロナウイルス感染拡大によって影響を受けた技能実習生たちから解雇、給料未払い、長時間労働、パワハラ、いじめなどの相談に SNS で対応する「ベトナム人労働相談ホットライン(SNS 相談会)」は、カトリック教会と、弁護士や労働問題の専門家ネットワークとの協働で、現在はさまざまな在留資格の人からの相談、ドメスティックバイオレンス(DV)やその他の生活相談も含めて継続中です。ベトナム語、日本語で相談ができます。相談は北海道から沖縄まで、また帰国後のベトナムからも寄せられています。次回は2025年2月15日(土)です。J-CaRM ホームページのお知らせをご覧ください。(事務局)

スペイン語話者司牧者の集い(APALA)からのお知らせとお願い

APALA es la agrupación de agentes de la Pastoral latinoamericana al servicio de la comunidad católica de habla hispana en Japón. Está conformada por un obispo, sacerdotes, religiosas y laicos. Semanalmente, todos los viernes a las 8 de la noche, organiza temas de formación en las redes sociales a través de APALA JAPON en Facebook y YouTube. Anualmente realiza una asamblea general con los representantes de la pastoral hispana de las diócesis de Japón.

Diariamente publica en Facebook las lecturas de la misa con una reflexión en español. Este año se ha iniciado el rosario mensual por la unidad de las familias, los días 13 de cada mes.

La asamblea general anual se realiza desde hace 12 años. Este año, por tercer año consecutivo en las instalaciones de la conferencia episcopal de Japón en Tokio, el 20 y 21 de setiembre. Estamos agradecidos por el apoyo que estamos recibiendo de la conferencia episcopal para coordinar actividades, incluir iniciativas y fomentar la integración, el sentimiento de pertenencia y la participación de las familias en sus respectivas parroquias. Rogamos se difunda la existencia de este servicio, por lo que pedimos se puede exhibir en el tablón de los anuncios de la parroquia el aviso que se adjunta con este boletín de J-CaRM.

Esperamos que los párrocos y miembros del consejo parroquial puedan contar con nuestro apoyo en su labor pastoral de acogida y servicio a la comunidad de hispanos en Japón.

NOTA: Para los que deseen, en el blog de APALA JAPON se puede acceder a diversos recursos en español. ⇒<https://agentesdelapastorallatina.blogspot.com>



Hablas español y VIVES EN JAPÓN

日本で暮らす
スペイン語を話すあなたへ

¿Quieres profundizar tu fe en español?
スペイン語でもっと信仰を深めたい?
¿Te gustaría tener apoyo para compartir
con tus hijos la fe en español?
スペイン語で子どもたちに信仰を伝える
ためのサポートが欲しい?

Visitarnos **リンク先**

APALA-JAPON
アハラ・ハボン

Somos un equipo de agentes de pastoral de la Iglesia Católica
al servicio de las comunidades de habla española que viven en Japón
アハラ・ハボンは、日本在住のスペイン語圏共同体に奉仕する
カトリック教会の司牧チームです

BLOG
YOUTUBE
FACEBOOK

APALA は、日本のスペイン語圏カトリック共同体に奉仕するラテンアメリカ司牧グループです。司教、司祭、修道者、信徒で構成されています。毎週金曜日午後 8 時から、Facebook や YouTube を通しての講話を企画しています。年 1 回、日本の教区のスパンニク司牧の代表者を集めて総会を開催しています。毎日、Facebook でスペイン語のミサの朗読と黙想を発信しています。今年から毎月 13 日に家庭の一致のためのロザリオの祈りを始めました。

年次総会は、過去 12 年間行われました。3年続いて、東京・潮見の日本カトリック会館で開かれました(今年は 9 月 20 日～21 日開催)。活動の調整、イニシアチブを盛り込み、小教区における家族の一致、帰属意識、交わりを奨励するために、司教協議会から受けている多大なご支援に、心から感謝しております。



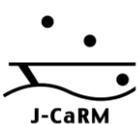
APALA を広く知っていただくために、J-CaRM News に同封されたお知らせを小教区の掲示板に掲示していただくようお願いいたします。神父様方、小教区評議会の皆様には、日本のスパンニク・コミュニティを歓迎し、奉仕する司牧活動において、私たちのサポートを頼りにしていただければ幸いです。注:ご希望の方は、アハラ・ジャパンのブログからスペイン語で様々なリソースにアクセスできます。

APALA コアメンバー 一同

日本カトリック難民移住移動者委員会 135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10

Catholic Commission of Japan for Migrants, Refugees and people on the Move

10-10 Shiomi 2-Chome, Koto-ku, Tokyo 135-8585 JAPAN



日本カトリック難民移住移動者委員会の活動にご協力ください。
郵便振替: 00110-8-560351 加入者名: 日本カトリック難民移住移動者委員会
払込用紙をご希望の方は、難民移住移動者委員会事務局までご連絡ください。

